

港区立児童発達支援センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
1	施設の管理維持	公募要項	p.7	専有部の各設備に不具合、故障等が発生した場合の緊急対応は指定管理者の業務範囲でしょうか。	・指定管理者の業務範囲となります。
2	機械警備	業務仕様書	p.7	機械警備の対象範囲は建物全体ではなく、専有部のみを対象とする理解で宜しいでしょうか。	・専有部のみを対象とします。
3	施設管理について			施設の施錠については、どのような管理になっていますか。	・シリンダー錠及び電子錠の併用となります。
4	設備について			各居室にLANは配備されていますか？	・配備されています。
5	送迎バスについて			<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリーには、通園バスが利用児の乗降のために同時に停車できるスペースは何台分ありますか？全台数停まれないとすると、前の道路に数台並ぶことになると思いますが、地域住民の理解は得られていますか。 ・児童発達支援センターのために、割り当てられた地下駐車場のスペースは5台分ということですが、それは乗用車の大きさの駐車スペースですか？通園用のマイクロバスも停めることは可能な大きさですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロータリー等のスペースについては、平面図をご参照ください。前面道路に並ぶことは、近隣からの苦情となりますので、配慮ください。 ・地下駐車場の車路有効高さについては、業務基準書をご参照ください。
6	福祉避難所について			福祉避難所となった場合は、児童発達支援センター単独で行いますか？もしくは他の入所施設等と一緒にいきますか。また、何人規模での受け入れを想定していますか？想定人数を受け入れるための備品置き場は確保されていますか。	・福祉避難所の運営と必要な物品等の購入は区で行いますので、指定管理料に含める必要はありません。指定された物品の管理のみが指定管理者の業務となります。地下に防災倉庫があります。

港区立児童発達支援センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
7	放課後等デイサービスについて	公募要項	資料2	職員配置(資料2)では児童指導員及び保育士が4(内1人以上は常勤)となっていますが、OT・ST・心理等の職種の職員に変更して配置してもよろしいですか。	・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に係る基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)等を参照のうえ、東京都の指定を受けられるように配置してください。
8	施設の維持管理について	公募要項	p.7	公募要項7ページ、2(1)アとして「夜間警備業務を行うこと」となっていますが、その業務仕様書はありますか。	・業務仕様書はありません。機械警備を想定しています。
9	I 施設の概要 3-(6)休館日及び閉鎖時間	公募要項	p.2	余暇の提供を考慮した際、イベント等で日曜日、祝日に開所しても良いか。スポット開所及び定期開所に変更可能か。	・開所日以外で事業等を行う場合には、事前に区と協議が必要となります。
10	II 指定管理者が行う業務 1-(4)職員体制	公募要項	p.5	・放課後等デイサービスの学齢児個別指導は、心理士、作業療法士、言語聴覚士対応が必須なのか。 ・総合相談における”社会福祉士または精神保健福祉士等の相談員”と記載されているが、『等』には具体的にどのような資格が含まれるのか。	・放課後等デイサービスの学齢児個別指導については、幼児期からの療育の連続性を考えると、心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職の指導が必要と考えています。個別指導全部をこれらの専門職が行う必要はありませんが、個別支援計画は専門職の意見を取り入れながら作成するとともに、児童指導員を活用しながら、一定頻度専門職が対応できるような事業の提案をしてください。 ・相談支援専門員の有資格者を含みます。
11	II 指定管理者が行う業務 1-(4)職員体制	公募要項	資料2	・総合相談事業に配置する専門職員は、他と兼務をしても良いと解釈して良いか。その場合、児童対応をメインとした配置とするが、サービスに支障がない場合、サービス提供時間内での相談業務は可能なのか。 ・嘱託医がセンターに出向く頻度は決まりがあるか。	・兼務は可能としますが、児童通所支援については東京都の事業所指定を確実に受けられるような配置を行ってください。総合相談については、予定件数を参照のうえ、十分な対応が可能な人員を配置してください。 ・嘱託医は週2日程度来ていただきたいと考えます。
12	1-(4)-ア 施設長	公募要項	p.6	・施設長(管理者)が、児童指導員や児発管等を兼務しても良いか。	・基準上管理者の兼務は可となっていますが、施設の規模や区立施設として危機管理を徹底していただきたいことを考えると、施設長の職務に専任していただきたいと考えます。

港区立児童発達支援センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
13	1-(4)-ウ 児童指導員及び保育士	公募要項	p.6	・児童指導員及び保育士37名以上と記載されているが、これに心理士等も配置登録しても良いか(心理士としての業務は行うが)。	・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に係る基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)等を参照のうえ、東京都の指定を受けられるように配置してください。 ・心理士の配置は可とします。
14	1-(4)-キ 心理士	公募要項	p.7	・心理士は、公認心理士を含めても良いか	・公認心理士も可とします。
15	3-(3) 再委託の禁止 業務仕様書	公募要項	p.10	・給食調理は委託可能か(栄養士は配置するが) ・送迎業務の委託は可能か(添乗員は別途配置する)	・給食調理業務は、再委託可能です。 ・送迎業務についても、再委託可能です。
16	3-(4) 区内中小事業者への優先発注	公募要項	p.10	・区内中小企業者への優先発注は、業種選定方法決まりはあるのか	・区内事業者への優先発注について、見積もり依頼の優先順位は、次のとおりとします。 ①港区小規模事業者登録事業者 ②港区競争入札参加資格登録事業者のうち ②-1区内に本店を置く事業者 ②-2区内に支店・営業所等を置く事業者 ②-3区外事業者 (②-1,2,3においては、いずれも、中小企業者優先とします。)
17	3-(5) 地域との連携	公募要項	p.10	・地域との連携において、サービス提供に支障がない時間に、住民の活動の場として提供して良いか。その場合、光熱費等を考慮した利用料金などを設定し徴収しても良いか。無償提供が原則か。	・児童発達支援センターの設置目的に合致しないため、住民の活動の場としての提供はできません。また、利用料金については、条例で規定するもの以外は、徴収することはできません。
18	4-(2) 備品購入の取り扱い	公募要項	p.13	施設運営管理、備品等を購入するにあたり、区がその許可を示さなかった場合でも、指定管理者が経費を負担する場合は購入しても良いか。	・5万円未満の物品については、指定管理者が購入することになります。区が予算措置しなかった物品を、指定管理者が経費を負担して購入することは、差支えありませんが、区の運営方針に合致しない物は購入できません。

港区立児童発達支援センター指定管理者候補者選考に関する質問への回答

質問番号 (事務局整理順)	質問事項	資料名	該当ページ	質問内容	回答
19	4-(3) 利用料金等の収納に関する業務 4-(4) 利用料金の還付に関する業務	公募要項	p.13	・その場での金銭の取り扱いはせず、すべて振込扱いで良いか。	・原則振込で構いませんが、現金での収納が必要な場合も想定されます。
20	7-イ-(エ) 物品等の取り扱いに関する業務	公募要項	p.14	・保全物品とはどのようなもので、数はどの程度あるのか。	・保全物品とは、指定期間内に、区が指定管理者に使用させる物品をいい、指定期間中に区から支払われた指定管理料で購入した物品を含みます。物品とは、備品、消耗品、材料品、動物、不用品の事を指します。施設にあるものすべてを指します。
21	指定管理者公募要項 別紙集 別紙5「港区情報安全対策指針」	公募要項	別紙集 別紙5	・独自開発した情報管理システム(基本情報、アセスメントツール、個別支援計画、日誌、利用予定、職員配置、請求システム等々)を使用しても良いか。 -概ね技術的な情報セキュリティ対策はとれていると認識している -個人情報取り扱いについては保護者同意を得ている -行政機関の情報とつなぐものではない	・使用可能です。ただし、指定管理業務終了後は、その内容は区へ引き継いでください。